

令和2年度診療報酬改定の概要 (総論)

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合 等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご留意ください。



令和2年度診療報酬改定の検討に当たっては、 皆様より貴重な情報や御意見をたくさん頂戴し、 大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。 本当にありがとうございました。

令和2年度診療報酬改定について

診療報酬改定

1. 診療報酬 + 0. 55%

※1 うち、※2を除く改定分 +0.47%

各科改定率 医科 + 0.53%

歯科 + 0.59%

調剤 + 0.16%

※2 うち、消費税財源を活用した救急病院における勤務医の働き方改革への特例的な対応 +0.08%

2. 薬価等

① 薬価 ▲ 0.99%

※ うち、実勢価等改定 ▲ 0. 43%
市場拡大再算定の見直し等 ▲ 0. 01%

② 材料価格 ▲ 0.02%

※ うち、実勢価等改定 ▲ 0.01%

勤務医への働き方改革への対応について

診療報酬として

公費 126億円程度

地域医療介護総合確保基金として 公費 143億円程度

なお、勤務医の働き方改革への対応については、今後、医師に対する時間外労働の上限規制の適用及び暫定特例水準の適用終了に向けて、上限を超える時間外労働ができる限り早期に解消されるよう、医療機関による労働時間短縮を促進する制度的対応等とあわせ、診療報酬及び地域医療介護総合確保基金の対応を検討する。

令和2年度診療報酬改定の基本方針(概要)

改定に当たっての基本認識

- ▶ 健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた「全世代型社会保障」の実現
- ▶ 患者・国民に身近な医療の実現
- ▶ どこに住んでいても適切な医療を安心して受けられる社会の実現、医師等の働き方改革の推進
- ▶ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和

改定の基本的視点と具体的方向性

1 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進【重点課題】

【具体的方向性の例】

- ・医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- ・地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制 等の評価
- ・業務の効率化に資するICTの利活用の推進

3 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進

【具体的方向性の例】

- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- ・ 外来医療の機能分化
- ・質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- ・地域包括ケアシステムの推進のための取組

2 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

【具体的方向性の例】

- ・かかりつけ機能の評価
- ・患者にとって必要な情報提供や相談支援、重症化予防の取組、 治療と仕事の両立に資する取組等の推進
- ・アウトカムにも着目した評価の推進
- ・重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- ・口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、 生活の質に配慮した歯科医療の推進
- ・薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための 所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤師業務の評価
- ・医療におけるICTの利活用

4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

【具体的方向性の例】

- ・後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 費用対効果評価制度の活用
- ・市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- ・医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再掲)
- ・外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進(再掲)
- ・医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による 医薬品の適正使用の推進

I 医療従事者の負担軽減、医師等の 働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 3. 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

IV 効率化・適正化を通じた制度の 安定性・持続可能性の向上

- 1. 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 2. 費用対効果評価制度の活用
- 3.市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 4. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再 掲)
- 5. 外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
- 6. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による 医薬品の適正使用の推進
- 7. 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

I 医療従事者の負担軽減、医師等の 働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進 (NST)
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

(情報通信機器を用いた外来栄養食事指導)

Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 (投食嚥下支援加算、個別栄養食事管理加算)
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価

(連携充実加算、外来化学療法での外来栄養食事指導)

- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活 の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(早期栄養介入管理加算、回復期リハビリテーション病棟入院料)
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 (在宅患者訪問褥瘡管理指導料)
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 (入院時支援加算、栄養情報提供加算、診療所での栄養食事指導)
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

IV 効率化・適正化を通じた制度の 安定性・持続可能性の向上

- 1. 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 2. 費用対効果評価制度の活用
- 3.市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 4. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再 掲)
- 5. 外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
- 6. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による 医薬品の適正使用の推進
- 7. 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価



(働き方改革の推進)

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご留意ください。

I 医療従事者の負担軽減、医師等の 働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進 (NST)
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

(情報通信機器を用いた外来栄養食事指導)

Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 (投食嚥下支援加算、個別栄養食事管理加算)
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価

(連携充実加算、外来化学療法での外来栄養食事指導)

- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(早期栄養介入管理加算、回復期リハビリテーション病棟入院料)
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 (在宅患者訪問褥瘡管理指導料)
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 (入院時支援加算、栄養情報提供加算、診療所での栄養食事指導)
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

IV 効率化・適正化を通じた制度の 安定性・持続可能性の向上

- 1. 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 2. 費用対効果評価制度の活用
- 3. 市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 4. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再 掲)
- 5. 外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
- 6. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による 医薬品の適正使用の推進
- 7. 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

I 医療従事者の負担軽減、医師等の 働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進



I 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

栄養サポートチーム加算の見直し

栄養サポートチーム加算の見直し

結核病棟や精神病棟の入院患者に対する栄養面への積極的な介入を推進する観点から栄養 サポートチーム加算の対象となる病棟を見直す。

現行

「算定可能病棟〕

急性期一般入院料1~7、地域一般入院料1~ 3、特定機能病院入院基本料(一般病棟)、専門 病院入院基本料(7対1、10対1、13対1)、療養 病棟入院基本料1.2

ただし、療養病棟については、入院日から起算 して6月以内に限り算定可能とし、入院1月まで は週1回、入院2月以降6月までは月1回に限り 算定可能とする。



改定後

「算定可能病棟〕

急性期一般入院料1~7、地域一般入院料1~ 3、特定機能病院入院基本料(一般病棟)、専門 病院入院基本料(7対1、10対1、13対1)、療養 病棟入院基本料1、2、結核病棟入院基本料、精 神病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料 (結核病棟、精神病棟)

ただし、療養病棟、結核病棟、精神病棟につい ては、入院日から起算して6月以内に限り算定可 能とし、入院1月までは週1回、入院2月以降6月 までは月1回に限り算定可能とする。





I 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

ICTを用いた栄養食事指導の事例について①

中医協 総一2元.6.12(改)

沖縄県栄養士会の事業概要

離島等での栄養ケア支援体制を強化するために、沖縄県本島栄養士会事務所と離島診療所間でICTを使った栄養指導の実現可能性等をモデル事業として実施。

【対象者】

平成24年度 男性2名、女性4名 (37~70歳の糖尿病、脂質異常症、腎機能障害等) 平成25年度 男性2名、女性2名 (45~93歳の糖尿病、腎不全、高血圧症、脂質異常症)





个 管理栄養士による 指導

个 指導対象者の状況

【実施方法】

離島診療所の医師の指示により、沖縄県栄養士会の管理栄養士が30分~1時間程度、webカメラを使用して指導を実施。

【課題等】

- ・通常の会話に比べて「音が聞き取りにくい」及び通信状況により音声が途切れるため、ゆっくり大きな声で話すことが必要。
- ・ICTの環境が整っていても対象者の多くが高齢者のため、ICT機器の使用方法の習得が必要。
- ・指導用の画面が小さいと指導に使用する食品モデル等の媒体を対象者が見えないため、 大きな画面が必要。
- ・指導者と対象者の双方に共通の指導媒体・教材が必要。

ICTを用いた栄養食事指導の事例について②

中医協総-2

元. 11. 8

[対象・方法等]

2型糖尿病患者に対して、対面形式での個別栄養食事指導と遠隔形式の個別栄養指導が代謝状態及び食行動に与える効果を比較検証した事例。



図 テレビカンファレンスシステムを利用した遠隔栄養指導した例

糖尿病患者の治療中断について

中医協総-2

დ. 11. გ

- 糖尿病患者には、一定程度の治療中断患者がいる。
- 治療中断の理由は、仕事や家族の介護・教育等日常生活が忙しいため受診の時間が取れないが多く、長期出張などで遠隔地に滞在していた、経済的内遊、診察日が仕事の休みと合わない・通院間隔を指示されなかった等の診療体制に関すること、自分は軽度・薬を飲みたくない・通院が面倒等の本人の意思の順であった。
- また、通院中断者に電話連絡による対応を行うことにより、再来院するケースが45.9%とされている。

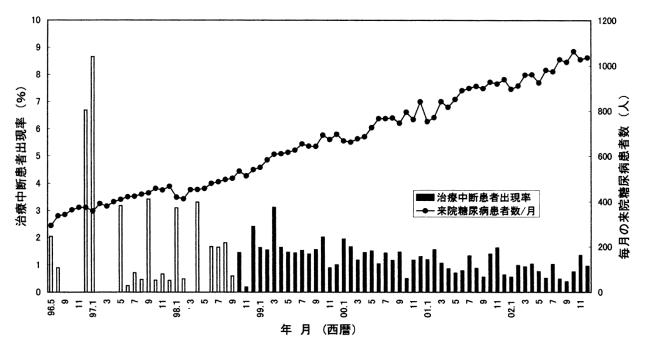


図 来院糖尿病患者数と治療中断患者出現率

注)治療中断患者出現率=治療中断患者/総来院者数×100 治療中断患者:通院を医療上の理由ではなく指示に従わず3か月間放置してい ることがわかった患者数

表 治療中断理由

			1,17,000
理由	内訳	人数	合計(%)
	仕事	42	
多忙	家族	11	58 (38.2)
タに	上記以外の	5	36 (30.2)
	日常生活		
生活背景の	遠隔地	17	
年位 月 京 り 客観的変化	経済	9	32(21.1)
行既以及儿	診療体制	6	
	誤った考え	19	
本人の意思	服薬拒否	3	25 (16.4)
	面倒	3	
コメントなし			37 (24.3)
合計			152

治療中断者331名中、152名が再来院(45.9%) し、治療中断理由を調査した。

ICTを用いた栄養指導の効果について

中医協総-2

元.11.8

○ 管理栄養士が情報通信機器を用いて、糖尿病等の患者に対し、遠隔栄養指導を行ったところ、通常治療群と比較して、介入群において、有意に減量効果があった。

【対象者】 糖尿病、糖尿病予備軍、高血圧、高脂血症と診断されたBMI30以上の59名を無作為に遠隔栄養指導群(n=29、平均年齢58.6±8.1歳) と通常治療群(n=30、平均年齢59.3±7.4歳)に分け検討を行った。

【方法】 遠隔栄養指導群は、管理栄養士が情報通信機器(ビデオカンファレンスシステム等)を用い、セルフモニタリング内容(毎週の体重や果物・野菜の摂取状況)等を基に遠隔栄養指導を毎週行い、研究期間(12週間)中に管理栄養士が介入を行わなかった通常治療群と比較。 【結果】12週目に遠隔栄養指導群が通常治療群と比較して、5%以上体重が減少した者が有意に多かった。

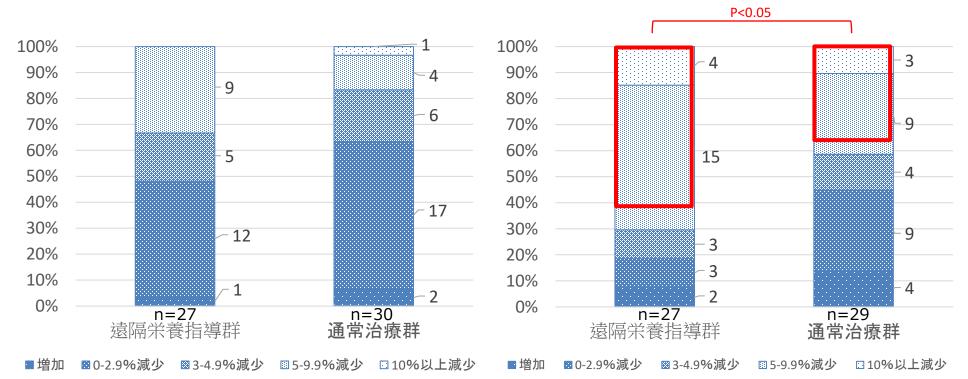


図 6週目におけるベースライン体重と 比較した体重変化

図 12週目におけるベースライン体重と 比較した体重変化

出典: Nutrients 2019、11、229 (図は保険局医療課にて作成)

外来栄養食事指導(情報通信機器の活用)の見直し

外来栄養食事指導料の見直し

栄養食事指導の効果を高めるため、外来における栄養食事指導における継続的なフォローアッ プについて、情報通信機器等を活用して実施した場合の評価を見直す。

現行

【外来栄養食事指導料】

- イ 初回 260点
- 口 2回目以降 200点

「算定要件]

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関におい て、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定 めるものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な 献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月に あっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定 する。

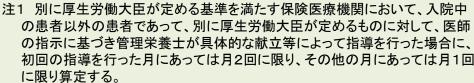


改定後

【外来栄養食事指導料】

- イ 初回 260点
- 口 2回目以降
- (1) 対面で行った場合 200点
- (2) 情報通信機器を使用する場合 180点

[算定要件]



2 口の(2)については、医師の指示に基づき管理栄養士が電話等によって必要な 指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

4调

算定の例

初診

栄養指導 (電話等)

栄養指導

(電話等)

栄養指導 (電話等)

再診※ 栄養指導(対面) 栄養指導 (電話等)



2调

4週

4调

260点

栄養指導(対面)

180点





180点



200点



180点



※: 外来受診時は、対面での栄養食事指導を実施

























(質の高い医療の実現)

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合 等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご留意ください。

I 医療従事者の負担軽減、医師等の 働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進 (NST)
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

(情報通信機器を用いた外来栄養食事指導)

Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 3. 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 (現食嚥下支援加算 個別栄養食事等理加算)

(摂食嚥下支援加算、個別栄養食事管理加算)

- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価

(連携充実加算、外来化学療法での外来栄養食事指導)

- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活 の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(早期栄養介入管理加算、回復期リハビリテーション病棟入院料)
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 (在宅患者訪問褥瘡管理指導料)
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 (入院時支援加算、栄養情報提供加算、診療所での栄養食事指導)
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

IV 効率化・適正化を通じた制度の 安定性・持続可能性の向上

- 1. 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 2. 費用対効果評価制度の活用
- 3.市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 4. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再 掲)
- 5. 外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
- 6. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による 医薬品の適正使用の推進
- 7. 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価



II 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 3. 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術 の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用



Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 3. 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術 の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

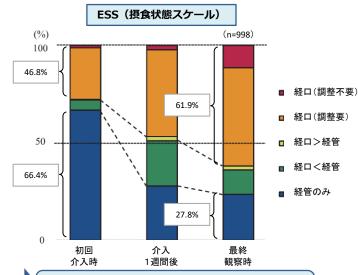
摂食・嚥下チームの介入による効果(1)

中医協総-4

元.11.27

○ 医師、歯科医師、摂食・嚥下障害看護認定看護師、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士はよるシャットでは ら構成される摂食・嚥下チームの介入により、摂食・嚥下機能の維持・改善に効果がみられている。

■ 摂食・嚥下チームの介入による効果



- ・経口で摂取可能な患者の割合が増加
- ・ESSスコア改善43.0%、不変54.6%、悪化2.4%

【参考】摂食・嚥下チームにおける各職種の役割例

DSS (摂食・嚥下障害臨床的重症度分類) (%) (n=998) 100 正常範囲 ● 軽度問題 □ D腔問題 ● 機会誤嚥 水分誤嚥 ● 食物誤嚥 ■ 座液誤嚥 1週間後 観察時

摂食・嚥下障害の重症度が低い患者の割合が増加 (p<0.001)

<研究の概要>

- ○対象: 摂食・嚥下障害を有する患者998名
 - 【性別】男性638名、女性360名 【年齢】平均74歳

【主傷病】 脳卒中46.0%、その他の脳疾患15.9%、呼吸器疾患7.8% 等

- ○最終観察時までの日数:平均24日(1~337日)
- ○介入内容:嚥下リハビリテーションの実施10.1%、 言語聴覚士による摂食訓練の実施14.9%、
 - 上記両方の実施14.9%
 - 認定看護師によるフォローのみ33.9%

12 51 55424 7	, —,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1					
職種の例	計画・評価等	嚥下評価	嚥下訓練	口腔の管理	患者・家族への指導	その他	
医師、歯科医師		○嚥下内視鏡検査 ○嚥下造影	○実施内容の評価	○歯科診療			
摂食・嚥下障害看護認定 看護師		○嚥下機能の観察・評価 ○反復唾液嚥下アスト(RSST)	○リハビリ計画の立案	○口腔状態の評価 ○口腔ケア		○病棟看護師への指導 ○外来看護師や在宅における関係者との連携	
言語聴覚士	○嚥下機能の総合評価○診療計画の立案	○改訂水のみテスト(MWST) ○食物テスト	○嚥下訓練の実施○実施内容の評価	○嚥下訓練の美施			
理学療法士、作業療法士	○リハビリ方針の決定 ○摂食姿勢、介助方法、食 具、食事形態の検討				○摂食時の注意点、口腔ケア、		
管理栄養士					嚥下訓練の方法等の指導	○食事形態等の工夫の対応	
薬剤師						○嚥下機能に影響を及ぼす薬剤の抽出、処方提案 ○服用薬の剤形や服用方法等の提案	
歯科衛生士				○□腔衛生管理		24	

摂食・嚥下チームの介入による効果②

中医協総-4

元. 11.27

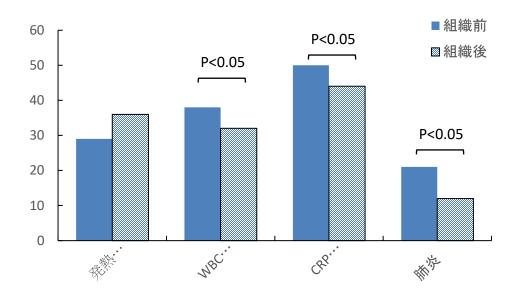
- 脳卒中患者のうち多職種で構成される嚥下チームが組織された後では、入院期間中のWBC及びCRPの基準値以上の患者、肺炎患者数が有意に少ない。
- 嚥下チームが介入することが、肺炎発症の減少に有意に関係している。

【対象・方法】

2009年4月から2014年3月までに入院した急性期脳卒中患者を対象とした。

医師、歯科医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師から構成される嚥下チームが組織された2009年4月~2011年3月までをチーム組織前(n=132、平均年齢70.0±12.2歳)とし、2011年4月~2014年3月までをチーム組織後(n=173、平均年齢70.1±11.5歳)として比較・検討を行った。

表 入院期間中の各項目の患者数



※: WBC: White blood cell、CRP: C-reactive protein

表 肺炎との関係をコックス比例ハザードモデルを用いた一変量解析

	ハザード比	95%信頼区間	P値
入院時NIHSS [※] (1ポイント増加毎)	1.11	1.08-1.14	<0.0001
嚥下チームの介入	0.39	0.18-0.81	0.01

※: National Institute of Health Stroke Scale (NIHSS) は、脳卒中重症度評価スケールであり、点数が高いほど重症度も高くなり、最大42点。

多職種チームによる摂食嚥下リハビリテーションの評価

摂食機能療法の加算の見直し

▶ 摂食嚥下障害を有する患者に対する多職種チームによる効果的な介入が推進されるよう、摂 食機能療法の経口摂取回復促進加算について要件及び評価を見直す。

現行

【摂食機能療法】

経口摂取回復促進加算1 185点 経口摂取回復促進加算2 20点

(治療開始日から6月を限度として摂食機能療法に加算)

[算定対象]

- 鼻腔栄養を実施している患者(加算1のみ)
- 胃瘻を造設している患者

[算定要件]

- 内視鏡嚥下機能検査又は嚥下造影を実施(月1回以上)
- 検査結果を踏まえ、多職種カンファレンスを実施(月1回以上)
- カンファレンスの結果に基づき、リハビリテーション計画の見直 し、嚥下調整食の見直しを実施

[施設基準]

- 専従の常勤言語聴覚士 1名以上
- 加算1:

胃瘻新設の患者 2名以上 鼻腕学業又は胃瘻の患者の終口摂取同

鼻腔栄養又は胃瘻の患者の経口摂取回復率 35%以上

• 加算2:

胃瘻の患者の経口摂取回復率 30%以上

改定後

【摂食機能療法】

摂食嚥下支援加算

200点

(週1回に限り摂食機能療法に加算)

[算定対象]

・ <u>摂食嚥下支援チームの対応によって摂食機能又は嚥下機能</u> の回復が見込まれる患者

[算定要件]

- <u>摂食嚥下支援チームにより</u>、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下 造影の結果に基づいて、**摂食嚥下支援計画書を作成**
- 内視鏡嚥下機能検査又は嚥下造影を実施(月1回以上)
- ・ 検査結果を踏まえ、チームカンファレンスを実施(週1回以上)
- カンファレンスの結果に基づき、摂食嚥下支援計画書の見直し、 嚥下調整食の見直し等を実施 等

「施設基準]

摂食嚥下支援チームを設置

- *の職種は、カンファレンスの参加が必須
- 専任の常勤医師又は常勤歯科医師 *
- ▶ 専任の常勤薬剤師 *ア) * ▶ 専任の常勤管理栄養士 *
- ▶ 専任の常勤看護師(経験5年かつ研修修了) * ▶▶ 専任の常勤言語聴覚士 *
 - 専任の歯科衛生士専任の理学療法士又は作業療法士
 - うける かりかける 味工機能の気圧体についておけ
- ・ 入院時及び退院時の嚥下機能の評価等について報告



個別栄養食事管理加算の見直し

個別栄養食事管理加算の見直し

▶ 患者の症状や希望に応じたきめ細やかな栄養食事支援を推進する観点から、緩和ケア診療加算について個別栄養食事管理加算の対象患者に後天性免疫不全症候群及び末期心不全患者を追加する。

現行

【個別栄養食事管理加算

(緩和ケア診療加算の注加算)】

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、悪性腫瘍を有する当該患者に対して、 緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、 個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に 加算する。

「施設基準〕

イ (略)

ロ 当該体制において、悪性腫瘍患者の個別栄養食事 管理に係る必要な経験を有する管理栄養士が配置さ れていること。

[対象患者]

悪性腫瘍

改定後

【個別栄養食事管理加算

(緩和ケア診療加算の注加算)】

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、<mark>緩和ケアを要する患者</mark>に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

「施設基準]

イ (略)

ロ 当該体制において、<u>緩和ケアを要する患者に対する</u> 個別栄養食事管理に係る必要な経験を有する管理栄 養士が配置されていること。

[対象患者]

悪性腫瘍、後天性免疫不全症候群、末期心不全



Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 3. 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価
- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術 の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

がん外来化学療法患者の栄養状態等について

|中医協 総-1

元.11.22

- 外来化学療法を実施している患者のうち、栄養介入が必要な患者の割合は、約2~4割であった。
- 外来化学療法を実施している患者の栄養に関する主訴として、約半数の患者が食欲不振、体重減少、味 覚障害であった。

表外来化学療法患者の栄養状態

	乳がん (n=78)	造血器腫瘍 (n=63)	大腸がん (n=56)		
年齢 中央値(範囲)	57歳 (29 ~ 79)	67歳 (21 ~ 88)	69歳 (30~82)		
MUST**					
Low risk	61人(78.2%)	47人(74.6%)	30人(53.6%)		
Medium risk	10人(12.8%)	12人(19.0%)	9人(16.1%)		
High risk	7人(9.0%)	4人(6.3%)	17人(30.4%)		



※MUST (Malnutrition Universal Screening Tool)は、BMI、最近3~6か月間の体重減少率、最近5日間の栄養摂取状況をスコア化した簡易栄養スクリーニング法である。

BMI(20以上=0、18.5~20.0=1、18.5未満=2)、

体重減少率(5%未満=0、5~10%=1、10%以上=2)、

栄養摂取状況(食事摂取が十分でない=2、そうでない場合=0)

【判定基準】スコアの合計が、0=Low risk、1=Medium risk、2≧High risk

出典:四十物ら、外科と代謝・栄養(2014)48(1),21-27、表は医療課にて作成

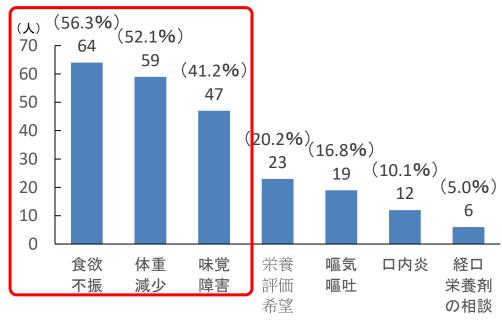


図 外来化学療法患者の栄養に関する主訴(複数回答)

【対象・方法】

外来化学療法を実施しており、栄養外来を受診した114名の患者(膵臓がん25%、胃がん19%、大腸がん18%、胆道がん10%,乳がん9%、咽頭がん5%、食道がん4%、肺がん4%、リンパ腫2%、その他4%)に対し、受診時の問診により主訴を確認。

出典:天野ら、日本静脈経腸栄養学会雑誌(2018)33(4),1006-1012

専門的な知識を有した管理栄養士による指導効果①

┃中医協 総-1

元.11.22

- 専門的な知識を有した管理栄養士が栄養指導を継続的に行った場合、食事からの必要栄養量の摂取 割合が維持される。

【対象·方法】

がんと診断され、入院治療開始時から1年間わたり栄養食事指導を受けた61名を対象とした。

がん病態栄養専門管理栄養士認定資格者が継続して栄養食事指導を 行った群(認定指導者群)39名(平均年齢66歳±10歳)と認定資格を有して いない管理栄養士が栄養食事指導を実施した群(非認定者指導群)22名 (平均年齢63±12歳)に分け、体重や経口の栄養摂取の状況等を比較検討 した。

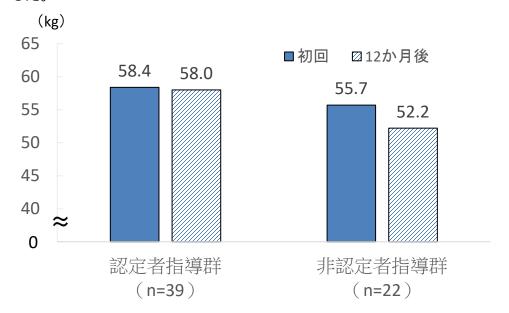


図 栄養食事指導の初回及び12か月後の体重変化

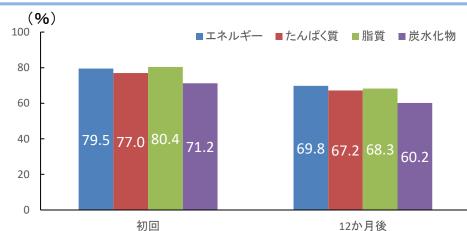


図 認定者指導群の食事からの必要栄養量の摂取割合

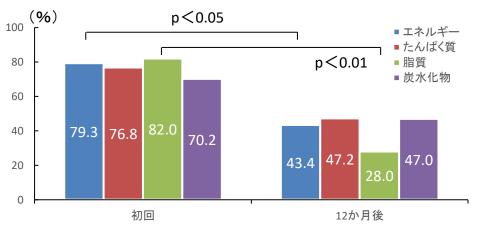


図 非認定者指導群の食事からの必要栄養量の摂取割合 30

出典:令和元年6月6日全国国立大学病院栄養部門会議資料より

専門的な知識を有した管理栄養士による指導効果②

中医協 総-1

元.11.22

- 外来化学療法を実施しているがん患者に専門的な知識を有した管理栄養士が患者の症状等に合わせ(短時間を含む)栄養指導を実施した場合、栄養指導を実施していない場合と比較して、体重減少率が有意に低い。
- 外来栄養食事指導料を算定できなかった栄養食事指導の平均時間は、5±5分であった。
- 〇味覚障害出現患者における食事摂取低下の割合が継続群において維持・改善傾向がみられた。
- 【対象者】 外来化学療法室において抗がん剤治療を実施している消化 器疾患患者を対象にがん病態栄養専門管理栄養士が栄養食事指導 を継続的に実施した継続群42名と、栄養食事指導を継続しなかった非 継続群36名とした。
- 【方 法】 薬剤投与までの間若しくは薬剤投与開始後に、患者の訴え 等を加味した栄養食事指導を患者の症状に合わせて実施(外来栄養 食事指導料の算定要件の指導時間よりも短い指導を含む)し、体重等 を比較検討した。
- ※外来栄養食事指導料を算定したのは93件であり、平均指導時間は、 30±10分であり、外来栄養食事指導料を算定できなかった995件の平均 指導時間は、5±5分であった。

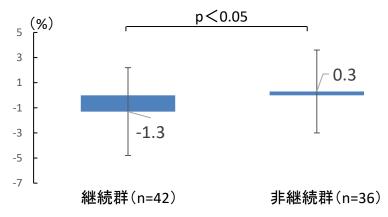


図 継続的な栄養食事指導の有無よる体重減少率

【対象・方法】 外来化学療法室において抗がん剤治療を実施している患者のうち、味覚障害を訴えた患者を対象にがん病態栄養専門管理栄養士が栄養食事指導を継続的に実施した継続群111名と、栄養食事指導を継続しなかった非継続群92名として、アンケート調査を実施した。

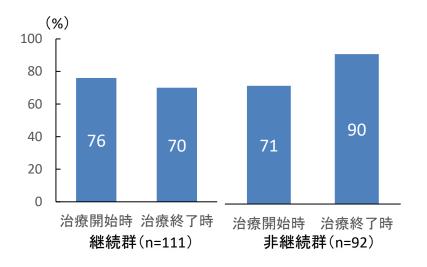


図 味覚障害出現患者における食事摂取低下の割合

外来化学療法の質向上のための総合的な取組(イメージ)

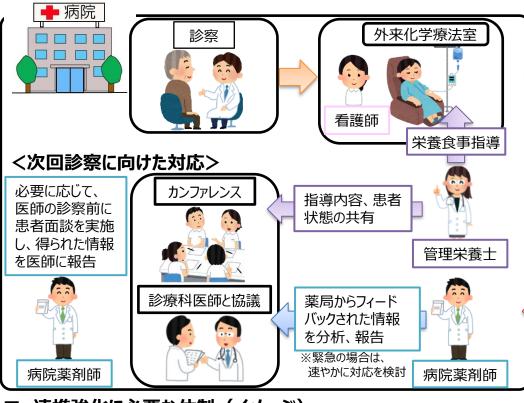
中医協 総-1

元. 11. 22

検討項目

- 医療機関と薬局の連携の推進、医療機関の薬剤師の積極的な関与の推進
- 外来化学療法を受けている患者の状態に配慮した、管理栄養士の積極的な関与の推進

■ 連携強化した対応(イメージ)



処方箋及び治療中の レジメン情報等を持って 来局

○レジメン情報等に基づく服薬指導

- 患者への副作用対策・予防の指導、 支持療法の指導

※公開されているレジメン情報等から、治療概要、 スケジュール及び説明すべき事項等を確認

○医療機関へ必要な情報をフィードバック

- 服薬状況

薬局薬剤師

-副作用報告 など

■ 連携強化に必要な体制(イメージ)

- 地域の薬局との連携体制の整備
 - ▶レジメン情報等の共有

医療

機

- ▶定期的なレジメン等の説明会、勉強会等の実施
- ▶がん化学療法に対する薬局との連絡窓口の設置
- 薬局から得られた情報を分析・整理し、診療に活用することができる体制の整備

- 医療機関との連携体制の整備
- ▶レジメン等の理解のための説明会、勉強会等への参加
- 患者から得られた情報を分析・整理し、医療機関にフィード バックすることができる体制の整備

服薬情報提供書

等により報告

(トレーシングレポート)

外来がん化学療法の質向上のための総合的な取組









レジメン (治療内容) を提供、他の医療機関 に提示するよう指導

患者の状態に合わせた 栄養食事指導



病院薬剤師



管理栄養士



レジメン情報等に基づく服薬指導、 医療機関へ必要な情報をフィード バック

質の高い外来がん化学療法の評価

(新) 連携充実加算 150点(月1回)

患者にレジメン(治療内容)を提供し、 患者の状態を踏まえた必要な指導を 行うとともに、地域の薬局薬剤師を対 象とした研修会の実施等の連携体制 を整備している場合の評価を新設。

外来栄養食事指導料の評価の 見直し

外来化学療法の患者は、副作用による体調不良等により、栄養食事指導を計画的に実施することができないことから、患者個々の状況に合わせたきめ細やかな栄養管理が継続的に実施できるよう、外来栄養食事指導料について、要件を見直す。

薬局でのレジメンを活用した 薬学的管理等の評価

(新) 特定薬剤管理指導加算2 100点(月1回)

以下の取組を評価

- ▶ 患者のレジメン等を把握した上で 必要な服薬指導を実施
- ▶ 次回の診療時までの患者の状況を 確認し、その結果を医療機関に情 報提供

質の高い外来がん化学療法の評価

▶ 患者にレジメン(治療内容)を提供し、患者の状態を踏まえた必要な指導を行うとともに、地域の薬局薬剤師を対象とした研修会の実施等の連携体制を整備している場合の評価を新設する

外来化学療法加算1(抗悪性腫瘍剤を注射した場合)

(新) 連携充実加算

150点(月1回)



[算定要件]

- (1) 化学療法の経験を有する医師又は化学療法に係る調剤の経験を有する薬剤師が、<u>抗悪性腫瘍剤等の副作用の発現状況を評価</u>するとともに、 副作用の発現状況を記載した治療計画等の文書を患者に交付すること。
 - ※ 患者に交付する文書には、①実施しているレジメン、②レジメンの実施状況、③抗悪性腫瘍剤等の投与量、④主な副作用の発現状況、⑤その他 医学・薬学的管理上必要な事項が記載されていること。
- (2) 療養のため必要な栄養の指導を実施する場合には、管理栄養士と連携を図ること。

[施設基準]

- (1) 外来化学療法加算1に規定するレジメンに係る委員会に管理栄養士が参加していること。
- (2) 地域の保険薬局等との連携体制として、次に掲げる体制が整備されていること。
 - ア 当該保険医療機関で実施される化学療法のレジメンをホームページ等で閲覧できるようにしておくこと。
 - イ 当該保険医療機関において地域の薬局薬剤師等を対象とした研修会等を年1回以上実施すること。
 - ウ 保険薬局等からのレジメンに関する照会等に応じる体制を整備すること。また、当該体制について、ホームページや研修会等で周知すること。
- (3) 外来化学療法を実施している医療機関に5年以上勤務し、栄養管理(悪性腫瘍患者に対するものを含む。)に係る3年以上の経験を有する **専任の常勤管理栄養士が勤務**していること。

外来化学療法での栄養管理の評価

外来栄養食事指導料の見直し

外来化学療法の患者個々の状況に合わせたきめ細やかな栄養管理が継続的に実施できるよう、 外来栄養食事指導料について、要件を見直す。

現行

【外来栄養食事指導料】

イ 初回 260点

口 2回目以降 200点

[算定要件](新設)

[施設基準] (新設)

改定後

【外来栄養食事指導料】

イ 初回 260点

口 2回目以降

(1) 対面で行った場合

<u>200点</u>

(2) 情報通信機器を使用する場合 180点

[算定要件]

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍を有する当該患者に対して、医師の指示に基づき、<u>外来化学療法加算連携充実加算の施設基準に該当する管理栄養士が具体的な献立等によって月2回以上の指導をした場合</u>に限り、2回目に口の(1)の点数を算定する。ただし、外来化学療法加算を算定した日と同日であること。

[施設基準]

- (1) 外来化学療法を実施するための専用のベッド(点滴注射による化学療法を実施するに適したリクライニングシート等を含む。)を有する治療室を保有し、専任の常勤管理栄養士が1人以上配置されていること。
- (2) (1)に掲げる管理栄養士は、医療関係団体等が実施する悪性腫瘍に関する栄養管理方法等の習得を目的とした研修を修了していることが望ましい。

週1回の点滴を2週連続行い、3週目休薬を繰り返す場合の例

※:指導(時間要件なし)

1日目 8日目 22日目 29日目 15日目 36日目 43日目 50日目 継続していく (1週目) (2週目) (3週目) (1週目) (2週目) (3週目) (1週目) (2週目) 点滴 点滴 休薬 点滴 点滴 休薬 点滴 260点 200点 指導 (30分以上)

35



令和2年度診療報酬改定の概要

(地域包括ケアシステムの推進)

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合 等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご留意ください。

令和2年度診療報酬改定の概要

I 医療従事者の負担軽減、医師等の 働き方改革の推進

- 1. 地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療提供体制等の評価
- 2. 医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価
- 3. タスク・シェアリング/タスク・シフティングのためのチーム医療等の推進 (NST)
- 4. 業務の効率化に資するICTの利活用の推進

(情報通信機器を用いた外来栄養食事指導)

Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、 安心・安全で質の高い医療の実現

- 1. かかりつけ機能の評価
- 2. 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進
- 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 (投食嚥下支援加算、個別栄養食事管理加算)
- 4. 重症化予防の取組の推進
- 5. 治療と仕事の両立に資する取組の推進
- 6. アウトカムにも着目した評価の推進
- 7. 重点的な対応が求められる分野の適切な評価

(連携充実加算、外来化学療法での外来栄養食事指導)

- 8. 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入
- 9. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活 の質に配慮した歯科医療の推進
- 10. 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた評価、薬局の対物業務から対人業務への構造的な転換を推進するための所要の評価の重点化と適正化、院内薬剤業務の評価
- 11. 医療におけるICTの利活用

Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価 (早期栄養介 入管理加算、回復期リハビリテーション病棟入院料)
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 (在宅患者訪問褥瘡管理指導料)
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 (入院時支援加算、栄養情報提供加算、診療所での栄養食事指導)
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

IV 効率化・適正化を通じた制度の 安定性・持続可能性の向上

- 1. 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進
- 2. 費用対効果評価制度の活用
- 3. 市場実勢価格を踏まえた適正な評価等
- 4. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価(再 掲)
- 5. 外来医療の機能分化、重症化予防の取組の推進
- 6. 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による 医薬品の適正使用の推進
- 7. 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進



Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

特定集中治療室等における栄養管理

中医協 総-1

元. 11. 15

- 〇 日本版重症患者の栄養療法ガイドラインにおいて、ICU入室24~48時間以内に経腸栄養を開始することを推奨されている。
- 〇 ICUにおいて、入室後48時間以内に栄養投与を開始した場合、48時間以降に栄養投与を開始した分と比較して、死亡率が有意に低い。

日本版重症患者の栄養療法ガイドライン

<目的>

重症患者治療の臨床現場で遭遇する様々な病態 において医療者に治療の選択肢とその根拠を提示 し、治療方針決定の一助となること等

<栄養管理の必要性> 重点患者の病態の病期になじた

重症患者の病態や病期に応じた栄養管理を行うことを強く推奨する。

<栄養投与ルート>

栄養投与ルートは、経腸栄養を優先することを強く 推奨する。

<経腸栄養>

重症病態に対する治療を開始した後、可及的に24 時間以内、遅くとも48時間以内に経腸栄養を開始することを推奨する。

出典:日本集中治療医学会重症患者の栄養管理ガイドライン作成委員会.日本版重症患者の栄養療法ガイドライン.日本集中医学会誌.2016.23.185-281

ICUにおける早期栄養投与の効果

<対象者>

2日間以上人工呼吸器が必要である患者を48時間 以内に栄養投与を開始した早期群(707名、平均64.8 歳)と48時間以降に栄養投与を開始した遅延群(467 名、平均62.8歳)の2群に分け予後を観察した。

<結果>

48時間以内に栄養投与を開始した早期群では、それ以降に開始した遅延群と比較して死亡率が有意に低い。

表 経腸栄養の開始時期の違いによる臨床結果の比較

	早期群 (n=707)	遅延群 (n=467)	P値
ICUの死亡患者数 (割合)	159(22.5%)	132(28.3%)	0.03
病院の死亡患者数 (割合)	239(33.8%)	205 (43.9%)	<0.01
ICU在室日数	27.0±12.2	25.9±12.0	0.14

出典: American Journal of Critical Care. 2010.19(3).261-268

特定集中治療室等における管理栄養士の介入効果の

|中医協 総-1

元.11.15

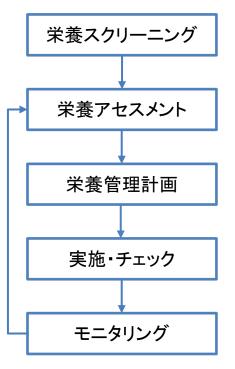
【対象者】

ICU入室中に栄養管理を行った患者(外科手術後1泊入室の患者は除く) 2011年度(360名、平均年齢70.4±13.7歳)、2017年度(295名、平均年齢69.2±14.2歳)

【方法】

早期経腸栄養プロトコールを用いた栄養ケア・マネジメントを導入し、その運用前後の①48時間以内経腸栄養開始率、②28日死亡率、③平均在ICU日数、④平均在院日数の違いを比較。

栄養ケア・マネジメント(栄養管理内容)



- ○栄養ケア・マネジメント介入 のタイミング:入院~翌日
- ○管理栄養士により実施
- ○治療目標共有連携する職種、各科・診療部、特定医療チーム
- ○管理栄養士により実施
- 〇栄養管理目的 経腸栄養投与による有害事象 (嘔吐、腸管虚血)抑制
- 〇栄養ケア内容 左述
- 〇モニタリング内容(管理栄養 士によるもの)

腹部膨満・腹水・鼓音・腸蠕動音・腹部XP 食事摂取状況(抜管後)

管理栄養士による栄養介入内容 (早期経腸栄養プロトコール)

【ICU等入室時】

- ・栄養スクリーニング(48時間以内)の実施
- 栄養アセスメントの実施
- ・栄養管理計画の作成(多職種協働におる回診に基づき 治療目的を共有)腸管機能評価を実施し、48時間以内 に経腸栄養投与を開始
- ・再アセスメントの実施(胃管からの逆流の有無等)

【経腸栄養投与開始後】

・モニタリングの実施

胃管廃液量の確認、循環動態の確認、注入頭位の確認等

- ・目標エネルギー量の設定
- 再アセスメントの実施

【経腸栄養投与方法】

- ・流量10ml/hから8時間毎に同流量ずつ50ml/hまで増量
- •50ml/h以上にて有害事象なければ間歇投与

出典:日本健康・栄養システム学会誌. 2019.19(2)

特定集中治療室等における管理栄養士の介入効果の

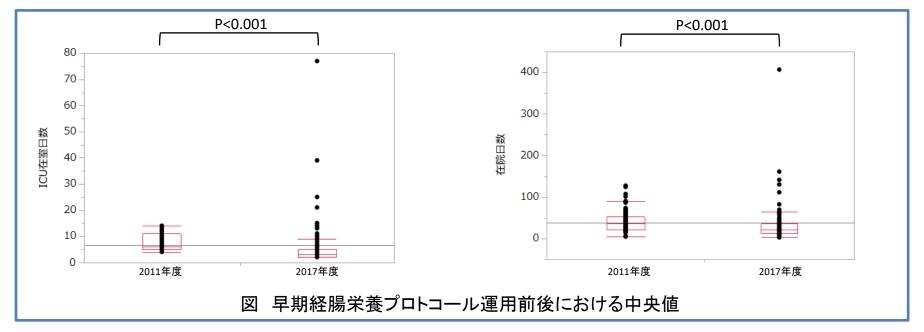
↑中医協 総-1

元.11.15

○ 早期経腸栄養プロトコールを用いて48時間以内に管理栄養士が介入し経腸栄養を開始することにより、 死亡率が有意に低下するとともに、平均在ICU室日数、平均在院日数が、有意に減少する。

	運用前2011年(n=360)	運用後2017年(n=295)	有意差(Wilcoxon順位検定)
48時間以内経腸栄養開始率(%)	36.2	61.5	P<0.01*
28日死亡率(%)	20.7	6.7	P<0.02*
平均在ICU室日数(中央值)	7.8±3.5(6)	5.5±8.8(3)	P<0.001**
平均在院日数(中央値)	40.6±24.3(35)	33.1±46.7(22)	P<0.001**

*F検定後T検定 **Wilcoxon順位和検定



特定集中治療室での栄養管理の評価

ICUにおける早期の経腸栄養による栄養管理に係る評価

▶ 患者の早期離床、在宅復帰を推進する観点から、特定集中治療室において、早期に経腸栄養等の栄養管理を実施した場合について、早期栄養介入管理加算を新設する。

(新) 早期栄養介入管理加算 400点(1日につき)

「算定要件」

特定集中治療室に入室後早期から経腸栄養等の必要な栄養管理が行われた場合は、7日を限度として、所定点数に加算する。

[留意事項]

日本集中治療医学会の「日本版重症患者の栄養療法ガイドライン」に沿った栄養管理を実施すること。また、入室患者全員に栄養スクリーニングを実施し、抽出された患者に対し、次の項目を実施すること。なお、アからウは入室後48時間以内に実施すること。

ア 栄養アセスメント

- イ 栄養管理に係る早期介入の計画を作成
- ウ 腸管機能評価を実施し、入室後48時間以内に経腸栄養等を開始
- エ 経腸栄養開始後は、1日に3回以上のモニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直すとともに栄養管理を実施
- オ 再アセスメントを実施し、胃管からの胃内容物の逆流の有無等の確認
- カ アから才までの内容を診療録等に記載すること。なお、エに関しては、経腸栄養の開始が入室後何時間目であったのか記載すること。 加えて、上記項目を実施する場合、特定集中治療室の医師、看護師、薬剤師等とのカンファレンス及び回診等を実施するとともに、早期 離床・リハビリテーションチームが設置されている場合は、適切に連携して栄養管理を実施すること。

<u>当該加算の1日当たりの算定患者数は、</u>管理栄養士1名につき、<u>10人以内</u>とする。また、<u>当該加算及び栄養サポートチーム加算を算定す</u>る患者数は、管理栄養士1名につき、合わせて15人以内とする。

[施設基準]

特定集中治療室に次の要件を満たす管理栄養士が専任で配置されていること。

- ①栄養サポートチーム加算の施設基準にある研修を修了し、栄養サポートチームでの栄養管理の経験を3年以上有すること。
- ②特定集中治療室における栄養管理の経験を3年以上有すること。
- ③特定集中治療室管理料を算定する一般病床の治療室における管理栄養士の数は、当該治療室の入院患者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの推進

早期栄養介入管理加算について

- Q 48時間以内に経腸栄養を開始し、2日間行ったが状態の変化により3日間中止し開始より6日 目から再開した場合、中止している間の加算、再開後の加算は算定できるのか?
- A 48時間以内に経腸栄養を開始し、その後のモニタリングにおいて、経腸栄養を中止した場合で あっても算定は可能。
- Q 管理栄養士のNSTでの3年の経験は、栄養サポートチーム加算届出医療機関におけるNSTでの経験が必要になるのか。また、届出の必要はあるか。
- A 管理栄養士のNSTの3年の経験について、A233-2の栄養サポートチーム加算を算定している 施設における経験である必要はない。また、届出は必要である。
- Q 専任の管理栄養士の10対1配置はどのように算出するのか。
- A 「直近1か月間の特定集中治療室に入室した患者の数の和の1日平均」を基に算出する。

回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等について

- ▶ 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準について、以下のとおり見直す。
 - 入院料1及び入院料3におけるリハビリテーション実績指数の見直し
 - 管理栄養士の配置に係る要件の見直し 等

		入院料1	入院料2	入院料3	入院料4	入院料5	入院料6
	医師		専任常勤1名以上				
	看護職員	13対1以上(7割	剛以上が看護師)	以上が看護師) 15対1以上(4割以上が看護師)			
	看護補助者			30対	1以上		
	リハビリ専門職		PT3名以上、 専従常勤の 、ST1名以上 PT2名以上、OT1名以上				
	社会福祉士	専任常勤	力1名以上				
	管理栄養士	<u>専任常勤1名</u>	専任常勤1名の配置が望ましい				
	リハビリ計画書の栄養項目記載	必須	管理栄養士が配置されている場合:実施することが望ましい				
	リハビリテーション実績指数等の 院内掲示等による公開		0				
	データ提出加算の届出		O (※経過措置あり)			過措置あり <u>)</u>	
	休日リハビリテーション	(O ※休日リハビリテーション提供体制加算あり			<u>あり</u>	
]	「重症者」 <u>(*1)</u> の割合	3割	割以上 2割以上 -				_
実 績 部	重症者における 退院時の日常生活機能評価 <u>※()内はFIM総得点</u>	3割以上が4点	(<u>16点</u>)以上改善	3割以上が3点(<u>12点</u>)以上改善 —		_	
分	自宅等に退院する割合		7割以上				
	リハビリテーション実績指数	<u>40以上</u>		<u>35以上</u>		30以上	_
	点数 ※()内は生活療養を受ける場合	2,129点 (2,115点)	2,066点 (2,051点)	1,899点 (1,884点)	1,841点 (1,827点)	1,736点 (1,721点)	1,678点 (1,664点)

^{*1} 日常生活機能評価10点以上又はFIM総得点55点以下

回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準の見直し

管理栄養士の配置に係る見直し

- 入院料1について、常勤の専任管理栄養士の配置を要件とする。
- ▶ 入院料2~6について、管理栄養士の配置が望ましいこととする。



現行

[施設基準(回復期リハビリテーション病棟入院料)]

- (2)回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準 (新設)
- 2 回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2の施設基準
- (1) また、回復期リハビリテーション病棟入院料<u>1</u>を算定しようとする病棟では、当該病棟に専任の管理栄養士1名以上の常勤配置を行うことが望ましいこと。
- 3 回復期リハビリテーション病棟入院料3、4、5及び6の施設基準

(新設)



改定後

[施設基準(回復期リハビリテーション病棟入院料)

- (2) 回復期リハビリテーション病棟入院料1の施設基準
- ロ <u>当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が1名以上配置され</u> ていること。
- 2 回復期リハビリテーション病棟入院料1及び2の施設基準
- (1)回復期リハビリテーション病棟入院料2を算定しようとする 病棟では、当該病棟に専任の管理栄養士1名以上の常勤配 置を行うことが望ましいこと。
- 3 回復期リハビリテーション病棟入院料3、4、5及び6の施設基準
- (1) <u>当該病棟に専任の管理栄養士1名以上の常勤配置を行うことが望ましいこと。</u>



Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

在宅患者訪問褥瘡管理指導料の見直し

在宅患者訪問褥瘡管理指導料の見直し

在宅における褥瘡管理を推進する観点から、在宅患者訪問褥瘡管理指導料について、管理栄養士の雇用形態等を含め、要件を見直す。

現行

【在宅患者訪問褥瘡管理指導料】

[算定要件]

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。
- (7) 「注1」については、初回カンファレンスを起算日として3月以内に評価カンファレンスを実施した場合に算定できる。3月以内の評価カンファレンスの結果、継続して指導管理が必要と認められた場合に限り、初回カンファレンス後4月以上6月以内に実施した2回目の評価カンファレンスについても実施した場合に、算定することができる。

[対象患者]

重点的な褥瘡管理が必要な者とは、ベッド上安静であって、既にDESIGN-Rによる深さの評価がd2以上の褥瘡を有する者であって、かつ、次に掲げるアから力までのいずれかを有する者をいう。

- ア ショック状態のもの
- イ 重度の末梢循環不全のもの
- ウ 麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要であるもの
- エ 強度の下痢が続く状態であるもの
- オ 極度の皮膚脆弱であるもの
- カ 皮膚に密着させる医療関連機器の長期かつ持続的な使用が必要であるもの
- キ 褥瘡に関する危険因子があって既に褥瘡を有するもの

改定後

【在宅患者訪問褥瘡管理指導料】

[算定要件]

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡管理を行う必要が認められる患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士又は当該保険医療機関以外の管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき3回に限り所定点数を算定する。
- (7) 「注1」については、初回カンファレンス時に算定できる。また、初回カンファレンスを起算日として3月以内に評価カンファレンスを実施した場合に2回目のカンファレンスとして算定できる。2回目のカンファレンスの結果、継続して指導管理が必要と認められた場合に限り、初回カンファレンス後4月以上6月以内に実施した3回目の評価カンファレンスについても実施した場合に、算定することができる。



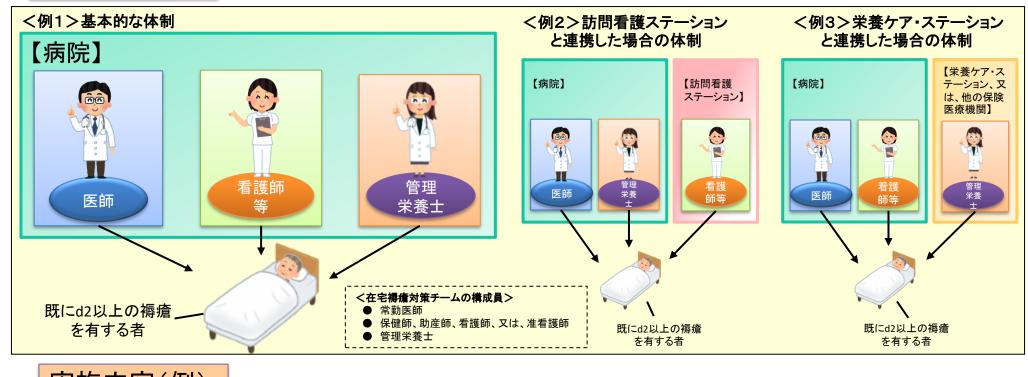
[対象患者]

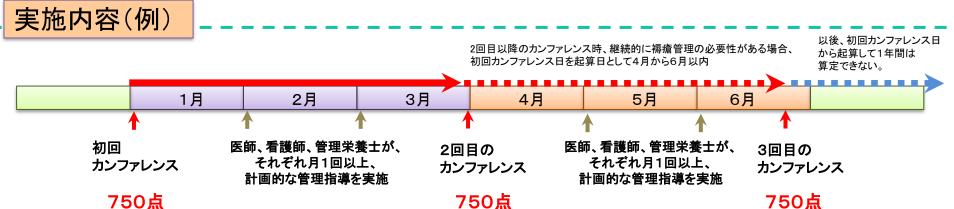
重点的な褥瘡管理が必要な者とは、ベッド上安静であって、既にDESIGN-Rによる深さの評価がd2以上の褥瘡を有する者であって、かつ、次に掲げるアから力までのいずれかを有する者をいう。

- ア 重度の末梢循環不全のもの
- イ 麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要であるもの
- ウ 強度の下痢が続く状態であるもの
- エ 極度の皮膚脆弱であるもの
- オ 皮膚に密着させる医療関連機器の長期かつ持続的な使用が必要であるもの

在宅褥瘡対策チームによる実施体制及び実施内容(イメージ)

実施体制(例)





50



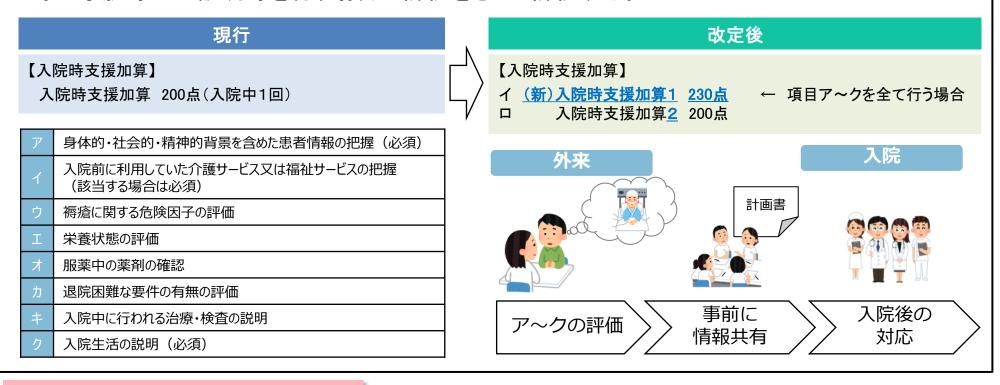
Ⅲ 医療機能の分化・強化、連携と 地域包括ケアシステムの推進

- 1. 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価
- 2. 外来医療の機能分化
- 3. 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
- 4. 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価
- 5. 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進

入退院支援の取組の推進

入院時支援加算の見直し

関係職種と連携して入院前にア〜クの項目を全て実施し、病棟職員との情報共有や患者又はその家族等への説明等を行う場合の評価をさらに評価する。



総合機能評価加算の新設

入退院支援加算について、高齢者の総合的な機能評価を行った上で、その結果を踏まえて支援を行う場合の評価を行う。

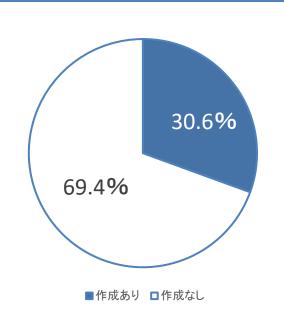
52

転院先等への栄養管理の情報提供

中医協総-2

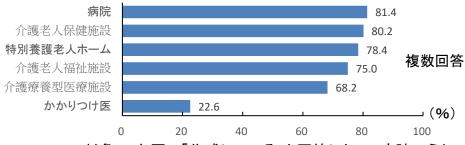
元.11.8

- 退院·転院むけ、栄養情報提供書を作成している病院は約3割である。
- 〇 栄養情報提供書の提供先は、病院、介護老人保健施設等が約8割であるが、かかりつけ医は、約2割で あった。
- 転院先等への栄養管理の情報提供として多いのは、摂食嚥下機能低下、経管栄養等の患者の栄養管理 に関するものである。



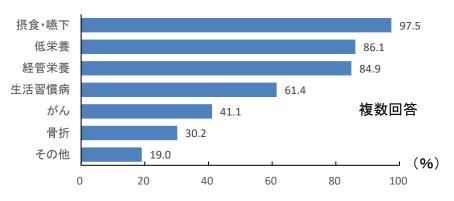
対象: 日本栄養士会会員が勤務する全国2,903病院

図 退院・転院にむけ、栄養情報提供書を 作成しているか



対象: 左図で「作成している」と回答した887病院のうち、本設問に無回答であった57病院を除く830病院

図 栄養情報提供書をどこに提供しているか



対象: 左図で「提供している」と回答した887病院のうち、 本設問に無回答であった56病院を除く831病院

図 どのような患者の栄養情報を転院先等に提供しているか

出典:「平成30年度全国病院栄養部門実態調査」(公益社団法人日本栄養士会:平成30年)

栄養管理に関する情報提供の効果について

中医協総-2

元. 11. 8

- 栄養情報提供書を提供している場合、提供していない場合と比較して、栄養管理計画・栄養ケアプランの作成に係る時間が有意に減少している。
- 栄養管理に関する情報提供を行った施設において、転帰直後より転院前の食形態やとろみに関する情報を参考に食形態の変更を行っていた。

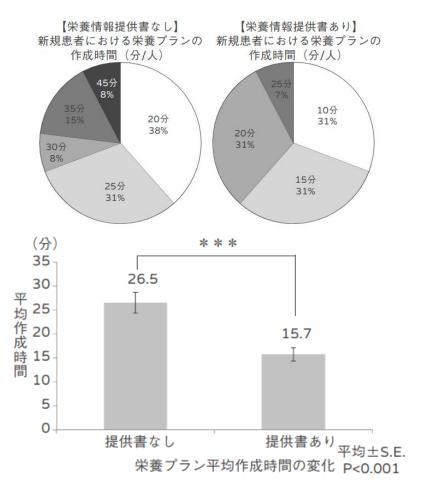


表 栄養管理に関する情報提供書の送付先の転院後の食形態及びとろみ調整食品の変更対応の有無

対応	送付時から の変更	転帰直後	1~6か月 以内	有意差 (転帰直後 VS 1~6か月以内)
食形態	あり	36	8	n.s
	なし	118	38	
とろみ調整 食品	あり	12	6	n.s
	なし	144	41	

出典:田中ら、日本栄養士会雑誌62(9)、479-487(2019)

出典: 宮崎ら、日本栄養士会雑誌60(6)、327-335(2017)

栄養情報の提供に対する評価の新設

入院中の栄養管理に関する情報の提供に係る評価

入院医療機関と在宅担当医療機関等との切れ目ない栄養連携を図る観点から、退院後も栄養管理に留意が必要な患者について、入院中の栄養管理等に関する情報を在宅担当医療機関等に提供した場合の評価として、栄養情報提供加算を新設する。

(新) 栄養情報提供加算 50点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定めるものに対して、栄養指導に加え退院後の栄養・食事管理について指導し、入院中の栄養管理 に関する情報を示す文書を用いて患者に説明するとともに、これを他の保険医療機関又は介護老人保健施設、介護老人福 祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院、指定障害者支援施設等若しくは福祉型障害児入所施設の医師又は管理栄養 士に対して提供する。



入院医療機関



<入院中の栄養管理に関する情報>

- •必要栄養量
- 摂取栄養量
- ・食事形態(嚥下食コードを含む。)
- •禁止食品
- ・栄養管理に係る経過



在宅担当医療機関等

診療所における外来・在宅患者訪問栄養食事指導の回数の推移

中医協総-4

元. 11.27

- 〇 外来栄養食事指導の算定回数は、無床診療所において、年々微増している。
- 在宅患者訪問栄養食事指導料の算定回数においても、無床診療所での算定件数は少ないが、近年、 微増している。

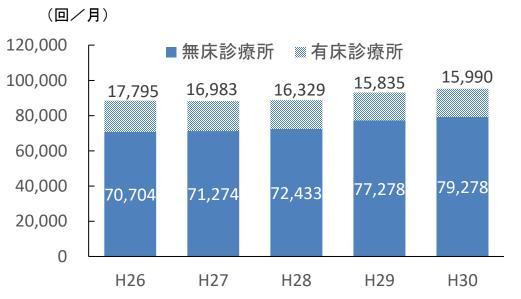


図 診療所における外来栄養食事指導の算定回数の推移

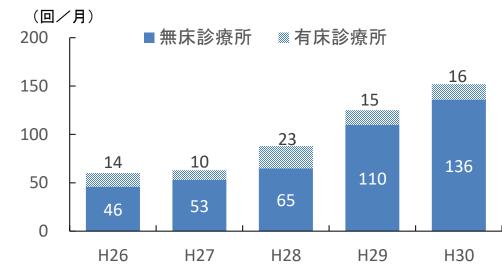


図 診療所における在宅患者訪問栄養食事指導の 算定回数の推移

管理栄養士の従事者数及び栄養指導の状況

中医協総-4

元. 11.27

- 一般診療所の常勤換算管理栄養士数は、一般診療所の施設数と比較して、少ない状況である。
- 他方、糖尿病に関心が高い診療所等においては、管理栄養士の雇用率が75%~78%と高く、栄養指導の 実施状況が高い。



図 平成29年度の病院、診療所における管理栄養士常勤換算従事者数

出典:平成29年度医療施設調査(10月1日時点)

【対象等】

糖尿病に関心が高い全国123の大学病院、1,155の一般病院、448の診療所・開業医家に対して、アンケート調査を実施。

表 調査対象医療機関における管理栄養士を 雇用している施設の割合

	1982年	1992年	2002年
大学病院	100%	100%	100%
一般病院	100%	100%	100%
診療所•開業医家	75%	78%	78%

表 調査対象医療機関における栄養指導の実施状況

	個人指導	集団指導
大学病院	91%	87%
一般病院	94%	84%
診療所•開業医家	84%	54%

栄養食事指導の見直し

外来栄養食事指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料の見直し

外来・在宅患者に対する栄養食事指導を推進する観点から、診療所における外来栄養食事指導 料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、他の医療機関及び栄養ケア・ステーションの管 理栄養士が栄養指導を行った場合を評価する。

現行

【外来栄養食事指導料】

初回 260点

2回目以降 200点

【在宅患者訪問栄養食事指導料】

1 単一建物診療患者が1人の場合 530点

2 単一建物診療患者が2人~9人の場合 480点

3 1及び2以外の場合

440点



改定後

【外来栄養食事指導料】

イ 外来栄養食事指導料1

口 外来栄養食事指導料2

(1)初回

200点 (2) 2回目以降 (1) 初回 250点

(2) 2回目以降

190点

260点

【在宅患者訪問栄養食事指導料】

1 在宅患者訪問栄養食事指導料1

イ単一建物診療患者が1人の場合 530点 ロ 単一建物診療患者が2人~9人の場合 480点 ハイ及びロ以外の場合 440点

2 在宅患者訪問栄養食事指導料2

イ単一建物診療患者が1人の場合 510点

ロ 単一建物診療患者が2人~9人の場合 460点 420点

ハイ及び口以外の場合

[外来栄養食事指導料2、在宅患者訪問栄養食事指導料2の算定要件]

診療所において、特別食を医師が必要と認めたものに対し、当該保険医 療機関以外(日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営す る「栄養ケア・ステーション」又は他の医療機関に限る)の管理栄養士が、 当該保健医療機関の医師の指示に基づき対面で必要な栄養指導を行っ た場合に算定する。

58



令和2年度診療報酬改定の概要

(栄養関係のその他)

厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、必ずしも最終的な施行内容が反映されていない場合 等があります。算定要件・施設基準等の詳細については、関連する告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご留意ください。

入院時食事療養費の見直し

入院時食事療養費に係る帳票等の見直し

- ▶ 医療従事者の負担軽減及び業務の効率化の観点から、入院時食事療養費で求めている帳票等について、電子的データでの保管及び、患者毎に個別に栄養管理が実施されている場合に必ず備えるべき帳票から除外する見直しを行う。
 - ○電子カルテやオーダリングシステム等により<u>電子的に必要な情報が変更履歴等を含めて作成し、保管等されている場合、紙での保管は不</u>要とする。
 - 〇栄養管理体制を整備している施設では、栄養管理手順に基づき<u>管理栄養士等が患者毎に栄養管理を実施していることから、集団としての</u> <u>栄養管理を行う上で必要な帳票については、必ず備えるべき帳票から除外</u>する。(有床診療所においては、栄養管理実施加算を算定している施設)
 - 〇ただし、栄養管理体制が整備されていない施設においては管理栄養士等が患者毎に栄養管理を実施していないと考えられることから、引き続き、帳票の作成等を求める。(有床診療所にあっては、栄養管理実施加算を算定していない施設)

	必ず備えるべき帳票から除外される要件	帳票等名称
1	患者の入退院等の管理をしており、必要に応じて入退院患者数等の確認ができる場合	提供食数(日報、月報等)、患者入退院簿
2	栄養管理体制の基準を満たし、患者ごとに栄養管理を実施している場合	喫食調査
3	特別治療食等により個別に栄養管理を実施している場合	患者年齡構成表、給与栄養目 標量
4	食材料等の購入管理を実施し、求めに応じてその内容が確認できる場合	食料品消費日計表、食品納入・ 消費・在庫等に関する帳簿

[※] 食事の提供に関する業務の一部又は全部を委託している場合は、委託契約の内容に合わせた食事療養の質が確保されていることを保険医療機関が確認するための帳票を定め、必ず備えるべき帳票から除外された帳票であっても整備すること。

入院時食事療養費の見直し

入院時食事療養費の適時適温に係る見直し

現行

適時の食事の提供に関しては、実際に病棟で患者に夕食が配膳される時間が、原則として午後6時以降とする。ただし、病床数が概ね500床以上であって、かつ、当該保険医療機関の構造上、厨房から病棟への配膳車の移動にかなりの時間を要するなどの当該保険医療機関の構造上等の特別な理由により、やむを得ず午後6時以降の病棟配膳を厳守すると不都合が生じると認められる場合には、午後6時を中心として各病棟で若干のばらつきを生じることはやむを得ない。この場合においても、最初に病棟において患者に夕食が配膳される時間は午後5時30分より後である必要がある。また、全ての病棟で速やかに午後6時以降に配膳できる体制を整備するよう指導に努められたい。

保温食器等を用いた適温の食事の提供が行われていること。 即ち、適温の食事の提供のために、保温・保冷配膳車、保温配 膳車、保温トレイ、保温食器、食堂のいずれかを用いており、入院 患者全員に適温の食事を提供する体制が整っていること。

なお、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合は含まない。 また、食堂における適温の食事の提供とは、その場で調理を 行っているか、又は保温庫等を使用している場合をいう。保温食 器は名称・材質の如何を問わず、保温機能を有する食器であれ ば差し支えない。

また、クックチル、クックフリーズ、真空調理(真空パック)法により料理を行う過程において急速冷却し、提供する際に再度加熱する場合は、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合にはあたらない。

改定後

適時の食事の提供に関しては、実際に病棟で患者に夕食が配膳される時間が、原則として午後6時以降とする。ただし、当該保険医療機関の施設構造上、厨房から病棟への配膳に時間を要する場合には、午後6時を中心として各病棟で若干のばらつきを生じることはやむを得ない。この場合においても、最初に病棟において患者に夕食が配膳される時間は午後5時30分より後である必要がある。



保温食器等を用いた適温の食事の提供が行われていること。 即ち、適温の食事の提供のために、保温・保冷配膳車、保温配 膳車、保温トレイ、保温食器、食堂のいずれかを用いており、入院 患者全員に適温の食事を提供する体制が整っていること。

なお、上記適温の食事を提供する体制を整えず、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合は含まないが、検査等により配膳時間に患者に配膳できなかった場合等の対応のため適切に衛生管理がされていた食事を電子レンジ等で温めることは、差し支えない。また、食堂における適温の食事の提供とは、その場で調理を行っているか、又は保温庫等を使用している場合をいう。保温食器は名称・材質の如何を問わず、保温機能を有する食器であれば差し支えない。

また、クックチル、クックフリーズ、真空調理(真空パック)法により料理を行う過程において急速冷却し、提供する際に再度加熱する場合は、電子レンジ等で一度冷えた食事を温めた場合にはあたらない。

栄養食事指導料の対象患者の見直し

栄養食事指導料の対象患者の追加

現行

外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料、集団栄養食事指 導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食

腎臓食

肝臓食

糖尿食

胃潰瘍食

貧血食

膵臓食

脂質異常症食

痛風食

てんかん食

フェニールケトン尿症食

楓糖尿症食

ホモシスチン尿症食

(新設)

ガラクトース血症食

治療乳

無菌食

小児食物アレルギー食(外来栄養食事指導料及び入院栄養食事 指導料に限る。)

特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

改定後

外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料、集団栄養食事指 導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する特別食

腎臓食

肝臓食

糖尿食

胃潰瘍食

貧血食

膵臓食

脂質異常症食

痛風食

てんかん食

フェニールケトン尿症食

楓糖尿症食

ホモシスチン尿症食

尿素サイクル異常症食

メチルマロン酸血症食

プロピオン酸血症食

極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症食

糖原病食

ガラクトース血症食

治療乳

無菌食

小児食物アレルギー食(外来栄養食事指導料及び入院栄養食事 指導料に限る。)

特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

